

何が  
秘密  
かも  
秘密

# 暗黒政治へ、危険いっぱい の**特定秘密保護法案**

国民の知る権利、表現の自由を封鎖するとなっても  
ない法律が国会で審議されます

**他人事ではありません、あなたも罪人にされます**

安倍首相を「右翼と呼ぶ」ことは適切ではありません。「国家安全保障会議」を設置すること、国家公務員法改定で「官僚選択の人事権」を握ること、基本的人権を奪う自民党の「憲法草案」を実現させることを使命と考えている人物であるだけに、「独裁政治を希求する政治化」と呼ぶのがふさわしいのではないのでしょうか。

国会に提出された「秘密保護法案」の内容も、憲法を無視して、時の政権が好き勝手に「秘密」をつくり、国民を監視して、軍国主義へひた走っていく道をつくっていくものです。

憲法に正面から刃向かうこの法律は阻止・廃案にするしかありません。

川西・伊丹の自衛隊基地内に  
アメリカ軍基地があります

**何気なく撮影した基地の写真をフ  
ログにのせた時、「秘密の情報が漏え  
いし、掲載」されたと罪に・・・**



陸上自衛隊中部方面隊の敷地内

「特定秘密の指定」は行政機関の長がすることになっています。その対象に「防衛の用に供する施設の設計、性能、内部の用途」があり、たまたま建設中の建物を撮影し、行事の折にその建物の説明文章を撮影して一緒に添付したことが重大な「秘密の漏えい」になったりする可能性もあります。

漏えいの場合は 10 年以下の懲役、過失の場合は 2 年以下の禁固刑になります。



よし

くらしの

「**由さん**」の 便り

2013年11月 320号

川西市議会議員(日本共産党)

**住田由之輔** すみだよしのすけ

連絡先・下加茂 1-24-23

ケイタイ 090-9283-6739

## 特定秘密保護法案 特定秘密の指定

第3条 行政機関の長は、別表に掲げる事項に関する情報で、漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与える、特に秘匿があるものを特定秘密に指定する。

## 裁判で争っても「秘密」は秘密にされたままで「裁判」になりません

「秘密」は機関の長が決め、30年を超えても「秘密」扱いにできますから「処罰」されたものは「なぜ処罰されたか」わからないまま一生を送ることになります。

裁判所に向けようとしても「何が秘密か」わかりませんから訴えることができませんし、裁判所も仮に裁判にかかったとしても「秘密」は公にできませんから裁判をすることができません。やれば裁判所が「漏えい」の罪に問われます。

日本国憲法は「基本的人権は犯してはならないもの」と規定されています。秘密保護法では「不当にしなれば」侵害してもいいとなっています。ここが大きな違いでもあります。

国民の知る権利も「配慮」すれば、いくらでも規制ができるという、権力者の手前勝手な考えに基づいています。

漏えいの場合には10年以下、たまたま知った秘密を洩らしたら5年以下の懲役刑。過失の場合には2年以下の禁固刑と、厳しい罰則を設けて脅迫政治をやろうというものです。

## 運用基準

第21条 法律の適用に当たっては、拡張解釈し、国民の基本的人権を不当に侵害することがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分配慮しなければならない。

## 廃止しかありません



川西市黒川ダリア園

## 新聞記者の「夜討ち朝駆け」も罰則の対象

「特定秘密」を持つ人に情報を求めることも「特定取得行為」として処罰の対象とされます。霞が関官庁街で「情報を公開しろ」と集会を開いたりマイクで訴えたと、「秘密保護法違反（扇動）だ」と罪に問われます。

新聞記者が取材で訪問する対象者は往々にして「秘密情報」保持者です。取材を通して秘密を聞き出そうとすれば罪になるのです。

取材の自由があるかのような表現に法律文はなっていますが、その判断も体制側がすることになり本来の自由な取材活動はできません。

## 第3条の別表 特定秘密の対象

(広範囲で対象があいまい)

- ・防衛に関する
- ・外交に関する
- ・特定有害活動に関する
- ・テロリズム防止に関すること

## 原発情報も「特定秘密」になります

「テロ活動防止」という口実で、原発施設の配置や原子力規制委員会や原子力規制庁が持つ原発情報は「特定秘密」の対象になるからです。

原発施設でたまたま放射能汚染水が漏れている場所を撮影しインターネットで情報発信すると「漏えい」の罪になる場合が発生します。